

令和元年12月愛荘町議会定例会会議録

令和元年12月19日（木）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

日程第 1 議案第58号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~

- 追加日程第 1 議案第67号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第68号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第69号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例
- 追加日程第 4 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 追加日程第 5 議案第71号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 6 議案第72号 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ条例を廃止する条例
- 追加日程第 7 議案第73号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 8 議案第74号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 追加日程第 9 議案第75号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更につき議決を求めることについて
- 追加日程第10 議案第76号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第11 議案第77号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

追加日程第 1 2 議案第 7 8 号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 1 3 議案第 7 9 号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

追加日程第 1 4 議案第 8 0 号 令和元年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

~~~~~

追加日程第 1 意見書第 1 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

追加日程第 2 議案第 1 5 号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議

追加日程第 3 議案第 1 6 号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 4 議案第 1 7 号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 5 議案第 1 8 号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第 6 議案第 1 4 号 議員派遣について

出席議員（14名）

1 番 澤 田 源 宏 君	2 番 村 西 作 雄 君
3 番 森 野 隆 君	4 番 西 澤 桂 一 君
5 番 村 田 定 君	6 番 伊 谷 正 昭 君
7 番 高 橋 正 夫 君	8 番 外 川 善 正 君
9 番 徳 田 文 治 君	10 番 河 村 善 一 君
11 番 吉 岡 忍ミ子 君	12 番 瀧 すみ江 君
13 番 辰 己 保 君	14 番 竹 中 秀 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
産業担当政策監	中村喜久夫君	福祉担当政策監	岡部得晴君
経営戦略課長	陌間秀介君	まちづくり協働課長	西川傳和君
福祉課長	生駒秀嘉君	生涯学習課長	本田康仁君

建設・下水道課長	水谷 徹也 君	学校教育担当課長	田中 幹雄 君
農林商工課長	北川三津夫君	くらし安全環境課長	羽田 順行 君
税 務 課 長	北村章夫君	人権政策課長	藤居 祐司 君
下水道担当課長	阪本 崇 君	子ども支援課長	森 まゆみ 君
図 書 館 長	茶谷えりか君		

事務局職員出席者

議会事務局長	徳 田 郁 子	書	記	宮 川 佳 衣 奈
--------	---------	---	---	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。座って失礼をいたします。

中村会計管理者、北川教育振興課長より欠席届が出ていますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第1、議案第58号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 議案第58号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。議案書10ページ、説明資料3ページ以下をご覧ください。本件は、彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

平成21年10月4日に彦根市と締結いたしました湖東定住自立圏の形成協定に基づき実施する取り組み等を定めている定住自立圏共生ビジョンにつきましては、国の要望によりその期間は概ね5年間とされております。彦根市を中心とする湖東圏域では、平成27年度から令和元年度までの5年間について、第2期湖東定住自立圏共生ビジョンを策定し、取り組みを進めているところです。

今回の協定変更は、令和2年度から令和6年度までの5年間の第3期湖東定住圏共生ビジョンを策定するにあたり、これまでの取り組み等を踏まえ、その進捗状況等に合わせ、協定内容の変更を行うものでございます。

変更の中身でございますが、公共交通網形成計画の策定、稲枝駅の改築、火葬場の改修の完了等に伴う実質的な修正を行うものでございます。

なお、その他1市3町におかれましても、今議会定例会に同様の議案を提出してお

られることを申し添えます。ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今回提案されている定住自立圏形成協定書の変更に対して、到達に立って技術的な変更ということが示されているわけですが、ただ1点、総合計画に沿って期日を改めたという問題があります。「金剛輪寺、金剛苑などの観光資源および中山道旧愛知郡役所などの歴史・文化遺産を総合的に利活用した「まちじゅうミュージアム構想の実現を図る云々」を、「金剛輪寺や中山道の宿場町愛知川宿などの歴史資源、鈴鹿山系からの豊かな云々」というように変更をされています。総合計画に合わせて。

じゃあ、旧愛知郡役所、歴史・文化遺産に対する考え方、それをお聞きしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。旧愛知郡役所の位置づけというところでございます。

今回のあくまで協定の改正につきましては、彦根市との連携協定を締結するにあたりまして、具体的に協力できる事項に関して歴史をというところで、こういった修正になったところございまして、旧愛知郡役所の評価云々がありましたからといって、この記述を反映させているというわけではございません。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 歴史文化遺産の認識が云々ということではなくて、彦根市との協力協定としての記述の変更という説明であろうと思うのです。

しかし歴史文化遺産、町の文化施設というか、そういう使用をしているわけですから、別に削除する必要まではないというふうに考えます。町の文化財指定があるわけですから、別にそれを、個々に書いてあるように歴史資源云々というふうに、歴史資源の中には入るわけで、削除する根拠が見当たらないのです。

総合計画に合わせて記述を整理したということですから、総合計画をつくる段階でその認識が問われているということになります。町長、歴史文化遺産に対する、愛知郡役所が歴史文化遺産に対して符合しないということの認識があるかどうかを聞いておきます。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問にお答えいたします。

総合計画というところのことでおっしゃっていただきましたけれども、歴史的価値はあるということでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） しかし、それであったとしても、じゃあ、価値があるとお認めになっているわけですから、あえて総合計画に合わせて記述整理をしたと。彦根市との協力、別に相手さんはお城があるわけですから、別にそういうもの、記述が云々ではなくて、あえて書いてあるものを削除する必要はないという、だからあえて削除された意図は何なのか。要するにその説明は、何遍聞いても「総合計画に合わせて文章を整理した」という答弁になるだろうと思います。じゃあ、そもそも郡役所は歴史文化遺産、ここの記述でいくと歴史資源としてみなすのか、みなさないのかということになります。言葉を変えて言えば。その認識を問うているのです。

しかし、町長は今、その認識は歴史建造物という認識を持っていると、正確には今答弁の言葉を使ってはいませんが、要するに認識をしているということです。じゃあ、認識をしているにもかかわらず、歴史資源としてこの記述は欠落していくことは、どのように我々は理解をしたらいいのかということをお聞きしたいと思います、政策監。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 繰り返しの答弁になりますが、先ほど町長からも申し上げましたとおり、旧愛知郡役所に関しましては、もちろん歴史的価値を持つものでございます。

今回の協定の変更案および総合計画にも記載してありますとおり、歴史の中で列挙はされておりましたが、「湖東三山館あいしょうや愛知川ふれあい本陣等を核とした」というふうに記載をさせていただいておりまして、何も愛知郡役所を排除するという趣旨ではございません。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今、政策監は繰り返しになるという、それしか答弁はできないのだろうとは思っていますよ。

しかし、ここから削除しているからその認識が変わってないというのだったら、書いておいたって、記述しておいても何ら問題ない。あえてアピールすることが大事なんだということを逆に私は訴えているのです。

ですから、書いていなければこの協定書の中に入っていないというふうには、要するに解釈はいくわけです。湖東圏域の認識として。そういうものがあるということ、協定書に入っていないということは。圏域の中の位置づけの問題に今度変わってくるということ、再度を思うのですが、ここの記述は入っていた方がいいんじゃないかということ、再度求めていきますが、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 先ほどもご答弁いたしましたとおり、例示として「湖東三山館あいしょうや愛知川本陣ふれあい等」という形で記載をさせていただいておりまして、もちろんこの「等」の中には、旧愛知郡役所も含まれますし、その他、愛荘町には種々、歴史的資源がございますので、そういったところも包含させていただいているというところをごさいます、議員ご指摘のような「排除している」という趣旨は当たらないというところをごさいます。

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。定住自立圏形成協定を変更する協定書に対して反対討論を行います。

今回提案された定住自立圏形成協定の修正は、旧愛知郡役所が歴史文化遺産の規定から除外されています。その説明は、総合計画に合わせた、要するに質疑・答弁の中で、旧郡役所は歴史的価値があるという認識はしていると。しかし、ここに欠落していても、「湖東三山館あいしょう、愛知川ふれあい本陣等」という「等」の中に内包されているという答弁だった。

しかし、郡役所は町の文化財指定として置いているものを、そうした前段の「等」の中に入り切るものか。やはり表に出すべき記述であるわけです。そうした町自身の位置づけからしても、欠落させているということに対しては、本当に私は文化遺産の認識・

造詣というものに対して問われてくる修正ではないかと考えます。

次に、地域公共交通についてであります。高齢者の交通事故が増えている状況下で、自動車運転免許証の返納も進んでいます。高齢者は免許証を返納すれば外出の機会が激減していきます。高齢者の社会参加を支援することを含めて、行政の役割は、交通弱者にとっても便利で利用しやすい多面的な地域公共交通の整備、しかし、残念ながら多面的な地域公共交通を議会から求めても、定住自立圏形成協定による「愛のりタクシーの充実」しか答弁をされていません。圏域他町は、総合的取り組みをしているにもかかわらず、本町は定住自立圏形成協定が足かせになり、本町の多面的な公共交通のあり方すら協議をできる環境にありません。

こうした議論の障壁になっている自立圏形成協定は廃止することとあわせて、本町としての一部事務組合のあり方を模索する、このことを訴えて反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 賛成多数です。よって、議案第58号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前10時14分

再開 午後 1時00分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま議案14件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議案14件を日程に追加し、直ち

に議題とすることに決定しました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、議案第67号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第67号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は1ページから7ページ、改正理由・要旨につきましては別冊改正条例説明資料の1ページ、次の2ページから18ページが新旧対照表でございます。改正条例説明資料を用いてご説明させていただきますので、1ページをご覧ください。

本条例の改正理由でございますが、人事院の勧告に基づき、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことによりまして、これに準じて関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正する条例の要旨につきましては、第1条および第2条の2条立てとなっております。

まず第1条につきましては、第23条第2項勤勉手当の改正と、別表第1俸給表の改正でございます。現行、期末勤勉手当は年間4.45か月を4.5か月とし、令和元年12月期支給分の勤勉手当を現行100分の92.5から100分の97.5に改正するものです。

また、別表第1俸給表改正は、初任給および若年層を重点的に平均0.1%引き上げるものです。

第2条でございます。14条の3住居手当の改正については、上限2万7,000円を2万8,000円に改正し、あわせて計算方法の変更を行うものです。

また、第23条第2項勤勉手当の改正では、令和2年6月期支給分100分の92.5から100分の95.0、令和2年12月期支給分100分の97.5から100分の95.0に改正されるものです。

施行日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条の規定のうち条例第23条の2項の改正は、令和元年12月1日から、それ以外は平成31年4月1日から適用するものでございます。なお、第2条の規定につきましては、

令和2年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。質問をいたしたいと思っております。

今回の俸給表等の改正につきましては、今までの慣例でもありますし、また民間との格差が生じたということで、やむを得ないものだと思っております。ただ、人事院勧告に基づくというお話ですので、単なる給与だけの話ではなくて、人事院総裁の談話とか、あるいは公務員の人事管理に関する報告とか、いろいろなものが出ているわけです。このところが非常に私は町民サイド、あるいは組織の活性化等から見ると、大事なことを報告されていると思っておりますので、そのあたりを町長にお尋ねをしたいと思うのですが、町長はただいま言いました人事院総裁の談話とか、あるいは公務員人事管理に関する報告とか、そういうところまでは目を通しておられるのでしょうか。まずそれが1点です。

やはりこの中で一番大事なものは、人材の確保および育成というようなことで、そのところにしっかりと人材を育成するというようなことも組織として大事だということも述べられておりますし、あるいは能力とか実績に基づく人事管理の推進を図るよという、これもやはり組織の活性化という見地から考えてくると、非常に大事なことを報告されているなど。

それともう1点は、勤務環境整備ですね。この中では長時間労働の是正、あるいは仕事と家庭の両立の支援、心の健康づくり、そしてハラスメント防止対策とか、非常に最近各地で問題になっておりますことがしっかりとここで述べられておりますので、こういうものにつきまして認識をしっかりと持って、今後推進していくべきだということに思っておりますから、ですから町長としまして、この報告書を読んでおられるのでしたら、うちの町に当てはめてどういう問題があるのか、どういうところをしっかりと、これは単なる給料改正だけじゃなくて、その裏地としてこういう事業に取り組んでいかなければならないのかというところのお考えを持っていただきたいと思っておりますので、まずそのあたりをお尋ねしたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えをさせていただきます。今ほども西澤議員からおっしゃっていただきましたように、人事院勧告、様々な総裁の方から勧告が出ている中での使

命感を改めて認識していくことであったり、また、多様な人材の確保、そしてワークライフバランス、職場環境の改善ということを求めていくということが大変重要であるということでもございます。

その点を町に置き換えた時に、しっかりその勧告の内容を何とかよりよい状況にもっていくということは大変重要であると存じます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それで、その中の1つ、先ほども申しましたけれども、人材の育成とか、あるいは能力・実績に基づく人事管理の推進とかいう中で、人事評価制度の活用をうたっておられますね。

この制度自体は平成21年以降導入されておりますので、やはり非常に人事評価制度、やり方によっては職員が委縮したり、あるいはイエスマンを生み出すとか、諸刃になると思うのですけれども、町ではこれにつきましてはどのように実施されているのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、人事評価のやっている内容ということでご説明申し上げます。

人事評価につきましては、自主面談ということで、6月の中旬ぐらいを目途でそれぞれ課員と所属長が面談をして、それぞれ今年度どういうふうに取り組みをしていくのかということで、お互いその内容を確認させていただきながら進めるというところで、していただいております。

6月から概ね9月くらいまでが職務遂行期間ということで、それぞれ課によって週に、それぞれどういった感じなのかということを確認しておられるところであるとか、毎日の朝礼なり終礼なりをしながら、その中で自分の業務として、例えばお手伝いしてほしいことはどういうことがあるのかとか、そういうことも確認をさせていただきながら進めていただいているといったようなところでございます。

10月が中間ということで、中間面談ということで中間評価をしておるところでございますけれども、上半期でどういったところまでができていくのか、課題となっているところはどこであるか、できていないところはどこであるかというふうに進めていくのかということ、ヒアリングをしながらお互い共通認識を持っていくといったところでございます。

そのあと11月から2月がまた遂行期間ということで、その間も必要に応じてそれぞれ確認をしながら進めるということで進めております。

2月の下旬なり3月になりますと、期末の評価ということで、期末面談をしながら、1年間の総括的なところでどうなのかということら辺、次年度に向けてどういうようなことなり、あと残っている期間の中でどういうふうに取り組むのかといったところを調整しながら進めているという、それを毎年繰り返すというような流れでなっているというところがございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 年2回やっている、ということですね。それぞれ面談もされて、人事評価の目的は、先ほども言いましたように、高圧的にあるいは委縮させるというようなことではアウトな話ですので、組織を活性化させる、そして人を成長させると、そういうことでしっかりとその目的をもってやるということが大事なんですけれども、もう1点、上から下だけの人事評価ですか。下から上を向いた人事評価も民間ではしっかりとやっています、上が常に正しいとは限りませんから、下の者も上の者に対して「こういうことに」というようなことをすべきであると思っています。

それがありませんと、今言いましたように、職場全体としての活力化というのはなかなかない。上司だけの、課員だけの中での活力化しかありませんから、そのあたりも大事であろうと思っておりますので、それともう1点は、今までこれでだいぶ年月が経ってきているのですけれども、今その評価をやることによって、現実的にどのような効果が生じてきていると感じておられるのか。本当にその制度が生きた制度になっているのかどうか、その点を最後に質問としてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） ただいま西澤議員から2点のご質問ということで、上からだけの評価でなくて下からの評価ということで、360度評価ということで、国におきましては導入されておきまして、一部の自治体におきまして、わざわざございませぬけれども、導入されている実績もございませぬ。

その点につきましては町長からも、「下からの評価も」ということでお聞きをしておりますので、今後何らかの形で導入については考えていきたいと思っておりますのでございませぬ。

もう1点、効果でございませぬけれども、先ほど経営戦略課長がお答えしましたけれど

も、コミュニケーションツールとしての活用ということで、その評価については行っているということでございますので、今後も評価については、より先進事例等も見ながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第67号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第2、議案第68号 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第68号 愛荘町特別職の職員で常勤のものとの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は8ページから9ページ、改正理由・要旨につきましては、別冊の改正条例説明資料の19ページ、20ページから21ページが新旧対照表でございます。改正条例説明資料を用いてご説明させていただきますので、19ページをお願いいたします。

本条例の改正理由でございます。人事院勧告に基づきまして、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、これに準じて関係する

条例の一部を改正するものでございます。

改正する要旨でございます。第1条および第2条の2条立てとなっております。

今回の改正により、年間3.35か月から3.4か月の支給割合に改正するものでございます。

第1条におきまして、第2条第2項、令和元年12月支給分期末手当、100分の167.5を100分の172.5に改めるものでございます。

第2条につきましては、年間の支給率は第1条の改正と同様ですが、令和2年6月期支給分期末手当、100分の167.5を100分の170に、令和2年12月期支給分期末手当を、100分の172.5から100分の170に改正するものでございます。

なお、第1条の施行日につきましては令和元年12月1日、第2条につきましては令和2年4月1日からとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第68号 愛荘町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第3、議案第69号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例を議題とします

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

[総務担当政策監 上林市治君登壇]

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第69号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は10ページから22ページ、制定理由・要旨につきましては、別冊の改正条例説明資料の22ページでございます。改正条例説明資料を用いてご説明させていただきます。

本条例の制定理由・要旨でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、令和2年度から特別職非常勤職員の任用が厳格化されるとともに、現在の臨時・嘱託職員のほとんどが会計年度任用職員へ移行し、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関し必要な事項を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

制定する条例につきましては、会計年度任用職員の定義として、1会計年度を超えない範囲内で置かれる一般職非常勤職員であること。1週間当たりの勤務時間が38時間45分である「フルタイム会計年度任用職員」と1週間当たりの勤務時間が38時間45分未満である「パートタイム会計年度任用職員」を設置すること。フルタイム会計年度任用職員の給与については、常勤職員と同様に給料と手当を支給すること。パートタイム会計年度任用職員の給与については、報酬と費用弁償を支給すること。期末手当については常勤職員と同様の率、100分の130を乗じて得た額を、任期が6か月以上の会計年度任用職員に支給することについて、定めております。

議案書の10ページをお願いいたします。第1条から第3条までは、制定の趣旨・定義、第4条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員について、第18条から第28条まではパートタイム会計年度任用職員について、第29条から第32条までは罰則について規定をしております。給料などは常勤職員の行政職給与表を準拠して適用し、計算することといたしております。

施行日でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることから、同日の令和2年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。先ほどの全員協議会の説明では、本町は、現在フルタイムで来ていただいている理事員というかそういう臨時職員、そうした人たちを含めてすべてこの会計年度任用職員はフルタイムではなくてパートタイムでの任用職員として採用するということが言われました。

それで、この議案書に掲載されている行政職給与表、俸給表が示されているわけですが、これはフルタイムに対しての俸給表だというふうに見ますので、じゃあ、パートタイム任用するということになれば、結果として、先ほどの全員協議会の席上でも、現在支給されている月額を保証するという回答であった。じゃあ、この俸給表を適用しない、どういうふうに保証されていくのかがまず1つ。

そして、経験年数を加味するというのが一応あるわけですが、パートタイムの方で経験年数をどう評価し、そして俗にいうフルタイムの給料表に合わせるというのか、合わせるというわけではないので、そういうところで経験年数を加味した支給をするということはどういうふうになっていくのか、パートタイムは。フルタイムなら正職員並みの対応をしていくという規定がされているわけですが、パートタイムにそこまで深入りはされていないと考えるので、先ほど全員協議会での説明と、実際問題、この条例の運用についての問題点について、答弁をいただきます。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 2点をご質問いただいたかなと思っております。

1つ目でございますけれども、基本的にはここで書いております給与表というのは、何号級をそれぞれ、役場に来ていただいているそれぞれいろいろな職位の方がおられますけれども、その方を何号のどこに置くというのを基準に置く時に見に行く俸給表というところで整理をしておりますところです。

今フルタイムで来ていただいている方をそのままフルタイムで雇った場合、前歴もある方ということにもなりますけれども、新たに職に置いた時に、前年に愛荘町での経験がある場合は、月額としては直近のところへ置きにいくと。ただし、今、各課におきましていろいろな業務の見直しでありますとか、職の整理をしていただいた中で、真に必要な時間がどれだけ必要なのですかということでお聞きをさせていただいております、その時間によって、そのフルタイムの金額をベースに計算をするというところだと思っております。経験年数を加味するというのは、今年度おられる方が仮に新たに置いた職に来られた場合には、今年度以前来ていただいているということ

で、一定そこを加味して、号級としては、今年度に経験のない方よりは1つ上のところへ置くという措置をしていくというところで思っているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 全協からの流れと今の答弁を聞いていますと、現在のフルタイムの雇用職員の月額を保証するという意味は、月額を保証したうえでパートタイム任用職員に置き換えて、簡単な言い方をすれば時給を保証するという解釈になるのかなというふうに私自身が解釈をしているのです。そういう意味で月額を保証するということが言われています。

じゃあ、この規定には任用職員の給与に対して、勤務をしなかった場合は減額できるという規定も入っています。私がここで言いたいのは、勤務をしなかった時間という評価は、誰がどういうときにするのか、もしくはどういう時に適用するのかということ、答弁をいただいております。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 勤務をしなかった日を支払う、カウントするかどうかということによろしいですか。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 減額することができるかどうか。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 基本的には、月額単価の方ですと、今もそうですけれども、有給休暇がございます。有給休暇で取得された分については、当然減額の対象にしないということです。これは従来どおりとすることでございます。

ただし、有給休暇としてお渡しをしている日以上にお休みをされたということになれば、そこは減額対象になってくると、それは月額の方ということになります。

それから、日額等で来ていただいている方については、基本的に来ていただいた分だけお支払いするということになります。ただし、有給休暇は当然、日額なりの方も一定、勤務される日数とかに応じてということになりますけれども、有給休暇の範囲で休んでおられる分については、そこは勤務していただいているという扱いになりますので、そこを超えてしまうと、そこは、来ておらないのでお支払いはしないという扱いになるところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧です。法律もですけれども、この条例もですけれども、フルタイムの方だと各種、退職・通勤・住宅・休日勤務とかの手当がつくようになっていのですけれども、基本はパートタイムということに言われています。

今まで臨時・嘱託での手当があったと思うのですけれども、その点について、4月からその方もパートタイムということになりますと、そこら辺の手当の分、どのように保証されるのかどうかについてお願いします。

○議長(竹中秀夫君) 経営戦略課長。

○経営戦略課長(陌間秀介君) 今来ておられる方が4月にそのまま会計年度任用職員に移行された場合、手当がどのように変わるのかということでご質問いただいたのかなと思います。

基本的には会計年度任用職員ということでございますと、今も一定日数等来ていただいている方については通勤手当とかその辺はお支払いをさせていただいているといったようなところでございます。

大きく変わりますのは、期末手当が支給をされるというところが一番大きく変わるところかなと思っております。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君) 12番、瀧君。

○12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧です。ですから、期末手当はわかりますけれども、書いていますので、それは支給になるのですが、ほかの手当、今まであったのは通勤手当はあったのかなと思いますので、そういうところの手当、通勤費など、そういう部分はどういうふうに見ていくのかと、パートタイムの場合。

○議長(竹中秀夫君) 経営戦略課長。

○経営戦略課長(陌間秀介君) 会計年度パートタイムの方の通勤手当につきましては、費用弁償ということで見させていただくということでございます。

○議長(竹中秀夫君) ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君) これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

○議長(竹中秀夫君) 12番、瀧君。

○12番(瀧 すみ江君) 12番、瀧 すみ江。議案第69号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例に対して、反対を表明します。次の議案第70

号についても、この場で反対を表明しておきます。

この条例改正は、国の法改正を受けて非正規職員の任用根拠を厳格化し、非常勤職員を新設した「会計年度任用職員」へ移行させ、処遇改善を行うというものです。会計年度任用職員への移行により、臨時職員の待遇が底上げされる点は評価しますが、本来、非正規職員の処遇改善として求められるものは、本格的・恒常的業務を担う非正規職員の正規化や均等待遇を図ることですが、同一労働と同一賃金を求める均等待遇の流れからも、女性が活躍できる社会の実現を目指すうえでも、こうした願いに応える制度にはなっていません。

第一に、会計年度任用職員は1年間を期限とする会計年度単位です。毎年更新されるといっても、いつでも雇止めが可能な有期雇用の非正規職員であることに変わりありません。正規と非正規職員の待遇格差は歴然と残されます。

また、会計年度任用職員のフルタイムとパートタイムの新たな待遇格差が生まれました。1週間の勤務時間が38時間45分未満のパートタイム職員の給与は報酬および期末手当のみで、フルタイム職員に設けられた退職手当などの各種の手当はありません。町民から見れば、正規職員か任用職員かもわからないので、職員に対する要求をされています。また、職員の立場から見れば、同じ責任を課せられるのではないかという懸念を持つところです。

今回の法改正で、国は財政上の理由を持ち出してはならないとしています。それならば国は人件費削減路線を中止し、非正規職員の処遇改善を進める十分な財源を早く自治体に示すべきということを訴えて、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第69号 愛荘町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第4、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題にします

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申し上げます。議案書は23ページから26ページ、説明資料につきましては23ページをお願いいたします。

本条例の改正理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、先ほどご説明させていただきましたが、会計年度任用職員制度が創設されたことにより、関係条例規定の整備を行うものがございます。

改正条例の要旨でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例として、11条立てで11本の条例を改正するものがございます。主に今回新たに「会計年度任用職員制度」が創設されたことにより、整合性を図るため所要の改正を行うものがございます。

まず第1条でございます。愛荘町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第2条 愛荘町職員定数条例の一部改正、第3条 愛荘町職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正、第4条 愛荘町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、第5条 愛荘町職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正、第6条 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第7条 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第8条 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、第9条 愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正、第10条 愛荘町職員の旅費に関する条例の一部改正、第11条 愛荘町交通指導員条例の廃止でございます。

施行日につきましては、令和2年4月1日から施行するものがございます。ただし、第8条に規定する愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、経過措置といたしまして、令和2年4月1日の施行以前の案件につきましては従前の例によるものがございます。以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第5、議案第71号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします

本案についての提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 青木清司君登壇〕

○教育次長（青木清司君） 議案書27ページをお願いいたします。議案第71号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例でございます。

愛荘町体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。説明資料の24ページをお願いいたします。

条例の一部を改正する理由でございますが、愛荘町が設置しております宇曾川グラウンドゴルフ場・中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場における年間券を、共通して使用できるよう、金額について一部の改正をするものでございます。

条例の要旨でございますが、新旧対照表の25ページをご覧いただきたいと思います。まず宇曾川グラウンドゴルフ場、別表第2でございますが、その中の年間6,170円を年間共通券7,000円に改め、同表備考中「グラウンドゴルフ場年間は、利用許可書に

記載された期間とする。」を「年間共通券は、利用許可書に記載された期間とし、愛荘町中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場も期間中利用ができる。」に改めるものでございます。

次に、26 ページでございます。中央スポーツ公園の別表第 4 の中で、「年間」を「年間共通券」に改め、同表備考に次のように加えるものでございます。「2 年間共通券は、利用許可書に記載された期間とし、宇曾川グラウンドゴルフ場も期間中利用ができる。」と加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論はありますか。はじめに反対討論はありますか。13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 議案第 71 号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例に、反対を唱えます。

この議案は、愛荘町宇曾川グラウンドゴルフ場と愛荘町中央スポーツ公園グラウンドゴルフ場における年間券を、双方のグラウンドゴルフ場が使用できる共通券として、年間共通券の金額を同額とするために一部を改正するものですが、宇曾川グラウンドゴルフ場の年間共通券の金額は引き上げられることとなります。

以前は無料で利用できた宇曾川グラウンドゴルフ場の利用者に利用料を徴収するようになり、今度は値上げです。施設整備に差異があることから、共通券の発行に伴って高い年間券に合わせる道理はありません。学校支援員の手当は低い方に合わせ、高齢者の健康寿命に寄与する使用料は高い方に合わせる、こうした有村町政の政治姿勢を批判して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第 71 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第71号 愛荘町体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号・議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第6、議案第72号 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ条例を廃止する条例から追加日程第7、議案第73号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例までを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第72号ならびに議案第73号について、ご説明をさせていただきます。

まず、愛荘町立デイサービスセンターやすらぎにおきましては、現在学童保育所を実施しております。この学童保育所の運営ならびに設置につきまして今回整備をさせていただき、議案第72号におきましては、愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ条例を廃止する条例を、議案第73号においては、愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について提案をさせていただいたところでございます。

議案の72号について詳細な説明をさせていただきます。議案書につきましては28ページで、説明資料は27ページになります。27ページの説明資料の方でご説明させていただきます。

廃止の理由でございますが、愛荘町立デイサービスセンターやすらぎは、高齢者の介護予防や自立支援を目的に建設されましたが、他の場所において事業を展開することから、使用しなくなった施設を平成29年度より許可を得て学童保育所として事業運営を行ってきたところでございます。

今回、令和2年4月1日から児童福祉施設として使用目的を変更し、指定管理者制度によって学童保育事業を展開するため、本条例を廃止するものでございます。

この条例の廃止は、令和2年3月31日に施行するものでございます。

続きまして、議案第73号でございます。愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案書29ページ、説明資料28ページをお願いしたいと思います。説明資料の方でご説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、愛荘町小学校区学童保育所は、待機児童対策のた

め平成29年度からデイサービスセンターやすらぎを借用して事業を行ってまいりました。設置当初は数年で待機児童は解消されると見込んでおり、毎年度許可を得て施設を借用してきたところでございます。しかし、待機児童の解消は今後も見込めず、継続して事業を実施する必要があることから、令和2年4月1日から5年間を指定管理者制度によって、学校に併設された学童保育所と同様に新たにデイサービスセンターやすらぎを、愛荘町小学校区学童保育所として追加するために所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、第2条の「秦荘西小学校区学童保育所 愛荘町島川 1162番地」の次に「愛荘町小学校区学童保育所 愛荘町愛知川 1749番地1」を加えるものでございます。

この改正の条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

29ページから30ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより議案第72号から議案第73号までの質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論はありませんか。はじめに反対討論から入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第72号 愛荘町立デイサービスセンターやすらぎ条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第73号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第73号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第8、議案第74号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第74号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明させていただきます。議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。

愛荘町学童保育所の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

1 公の施設の名称および所在地

名称 愛知川小学校区学童保育所	所在地 愛荘町杓掛 480 番地
名称 愛知川東小学校区学童保育所	所在地 愛荘町豊満 573 番地
名称 秦荘東小学校区学童保育所	所在地 愛荘町東出 25 番地
名称 秦荘西小学校区学童保育所	所在地 愛荘町島川 1162 番地
名称 愛荘町小学校区学童保育所	所在地 愛荘町愛知川 1749 番地 1

2 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

- (1) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3
- (2) 名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 関口 昌太朗

3 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。全協の時に尋ねればよかったのですが、失念しておりました。

お尋ねしたいのは、業者選定のことにつきまして、今までですと全学童それぞれに指定管理をやっておりました。ところが今回この5つをまとめてすると、非常に規模が大きい状態になってきています。それともう1つは、応募企業が1事業者しかなかったという事情はありますけれども、本当にこの事業所が5年間に限って指定しているのかどうか。ちょっとその点に不安を感じております。ですから、選定されました今言いましたような見地から、この業者についての一応信頼性と言いますか、選定されたところでの疑義がなかったのかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） ただいま西澤議員からご質問のございました指定管理ということで、この案件につきましては、指定審査委員会ということで外部委員さん、大学教授あるいは弁護士それから税理士ということでお願いをしております、財務内容等見せていただきまして審査をしたわけでございますけれども、全国的に展開されているという部分と、県内におきましては近隣の彦根市でも実施をされているということでございましたので、適正であるということで判断をさせていただいたところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ですから、学者とか大学の先生とか、言ってみれば経営責任をしっかりと問うような方でもありませんし、ただ、それともう1点、彦根の方でやっておられるということを聞いたということだけなんですけれども、実際に愛荘町として、じゃあ彦根へ行って、問題点はないのか、この業者はどうなのか、あるいは全国規模でやっているところについてどういう評価が出ているのか、そういうところの確認までしておく必要があると思うのですが、そのあたりはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） お答え申し上げます。

まず、この業者の県内でも彦根市の方、特に運営ではなくて支援員の人事面の確保を中心に委託を受けて事業をやっておられるということをお伺いしております。彦根市さんの方にもお伺いをしまして、どういう内容でやられているのかということ、この業者さんということだけでなく、運営をどういうふうにやっておられるのかということをお伺いをさせていただきました。その内容も参考にさせていただいているところでございます。

今回応募いただきました企業さんが、彦根市さんの方でもやっておられるということで、同じ企業さんでしたので、その内容については直接いろいろな事業内容を企業さんの方からお伺いをさせていただき、彦根市さんの方からお伺いをさせていただいたというところがございます。

もう1点、運営の内容については、彦根市さんの方ではされてはいないのですが、他に全国で展開されているところがございますので、そちらの方に、出向いていくということではできなかったのですが、電話で問い合わせをさせていただいて、運営の内容についてもお伺いをさせていただきました。

特にこの企業さんにつきましては、全国でも多くの学童の運営をされておりまして、全国でも600を超える学童保育所の運営をされておられます。また、会社の中に学童保育所専門の部門を持っておられるということで、ノウハウをお持ちの企業さんであるということを担当課としましてもお伺いをさせていただき、そういったノウハウを活用しながら適切な、また効果的な学童保育所の運営をしていただけるのではないかなということを感じさせていただいたところがございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 政策監の説明とちょっと、課長の方から説明いただいたのは違うかなと、こんな感じは受けます。やはり、表紙だけを見ているのじゃなくて、中身をしっかりとつかんでいただいて業者選定、課長からは一応、本当言えば実施にやっておられるところへ一度行って見て、これだけの事業をやるのですから、しっかりとした、自信を持ってやっていただくというところでの選定をお願いしたいと思います。

一応、全国的、しかも専門部門を持っているということでしたので、了解させていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番。1点確認をしておきます。

総務政策監、指定管理を進め、実行するうえで、今回のこの仕様書には、大幅な余剰金が発生した場合は、その一部を返還を求めるという規定が書いてあるのですよ。「大幅な余剰金」という概念はどのように想定して、その記述を入れられたのか、答弁をいただきます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） お答えいたします。「大幅な余剰金」というのは、基

本的には出てはいけない、積算上、出るというのはあまり考えてはおりません。それでも出るということは、何か事業の中で欠けているものがないのかというのを確認させていただく必要性もありますので、もしできてないようでしたら、やはり返還していただくというのはもちろんのことであるというふうに思っているところでございます。これについては、業者と協議しながら決定していきたいと思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、滝です。指定管理者をシダックス株式会社に指定されたということについてですけれども、今回の、今までも出ていますように、5つの学童保育所をまとめて1つのところが管理するという事は、今回本当に初めてのことで、結局、今までここが1社しかなかったにしても、その運営計画など私たちは知らされたわけでもありませんし、それでここが指定管理をすることになれば、5年間の指定管理になるわけですから、どのような運営をされるのかということは皆目わからないまま、今日の議決を、私たちの選択を迫られているわけです。ですから、そこら辺では懸念と不安があるというふうに、自分自身の思いとしてはあるところです。

ですから、先ほどから出ていました彦根市さんですけれども、1年、今のシダックスもあるし、いろいろ、NPO、ほかの会社もありですけれども、1年間を、運営を委託されてということで、話を聞きに行っておられるのでご存じだと思いますけれども、それから今の時期計画をさせてもらって、市の方でそれをどこに頼んでいくかというのをこれから協議をして決定されるということを私も聞いているのです。そういうところで、やはりそういう経過を辿れなかったのかなということを考えるところです。

本当に5年間、今決まってしまうと5年間ということになりますので、こういうことについて懸念がありますので、どのように考えているのかということについて見解を求めておきたいと思えます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） ご質問いただいた内容につきましては、現在までは非公募という形で各小学校区の学童保育所の保護者会に委託してきたところでございます。

今回、仕様書等の中でもお願いしている部分としましては、今までの学童保育所の運営形態を引き継いでいただきたいという部分がございます。この部分の確認としましては、やはり月例的な会議を事業所と持っていくということも仕様書等で掲載しております。

すので、その中で皆さんのご期待に応えられるような形で学童保育所を運営していけるように担当課の方でも努力していきなりということと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

○議長（竹中秀夫君）　12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君）　12番、滝 すみ江です。議案第74号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてに対する反対討論を行います。愛荘町学童保育所の指定管理者に民間企業を指定されたことに反対します。

本町の学童保育所では、学童保育所の存立の認識に対し一部に齟齬が生まれました。そのことが全体の学童保育所に影響したのではないかと推察しています。確かに1年交代の保護者が管理運営することは、貧困の問題など困難を抱える家庭が増えている状況下では、重い負担と受け止める方もおられたと考えます。こうした社会情勢に応えるべく、行政においても学童保育所の支援について、保育所の進展に伴って理解と認識が深まっていったのではないのでしょうか。

本町の学童保育所運営は、他市町の学童から「大変ですね」と聞かされてきました。本町の経緯から唐突に民間会社にゆだねることに問題は生じないのでしょうか。今回の5つの学童保育所をまとめて1事業者が管理運営することは、新規の事業であり、計画も示されない中では、今後の運営がどうなっていくのか全くわかりません。1回指定管理者として決定されれば5年間の期間の管理運営が行われることになり、不安を感じずにはられません。

他市では1年間試験的に事業所に委託して、その結果をもって事業所に計画を提出してもらって、行政によって選考されるということです。本町でも、まず1年間試験的に事業所に運営を委託した後に、指定管理に進むか否かを決定することはできなかったのでしょうか。新しい取り組みを始めるときは、そのくらいの慎重さが必要だと考えます。民間会社の運営は、利益が生じなければ撤退されます。指定管理料に本社の経費が入っていることから、運営と利益は子どもの安心・安全な放課後の生活を保障する学童保育所にどのように適合されるのか、懸念を抱きます。また、指導員・支援員の雇用についても不安であることを訴えて、反対討論いたします。

○議長（竹中秀夫君）　次に賛成討論はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 西澤です。先ほどからいろいろ質問をさせていただきました。やはり今、反対討論の中でありました不安感とか、そういうのも事実だろうと思います。けれども、質問等を通じまして感じましたのは、今まで小学校区ごとの保護者が指定管理者として学童保育をやっておられました、非常に負担が、今もおっしゃったように大変だったということで、もめているというケースも多々側聞をしております。

今回、民間の指定管理ということでもありますから、保護者会の方々の軽減の負担ということには当然なっておりますし、また、全国的に事業を展開しているというお答えもありました。しかも学童保育所専門部もあるということでしたので、民間であるとは言いながらも大きなノウハウを持っておられると思います。十分にそのあたりは私は期待できるだろうというように判断をしております。

したがって、やはり今後、業者と連携や協議、これを定期的にしっかりとやりまして、ただいま心配しておりますような事態が生じない、そういうことに取り組んでいただくということをお願いして、賛成討論といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第74号 愛荘町学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第9、議案第75号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に
つき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。経営戦略課長。

[経営戦略課長 陌間秀介君登壇]

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、議案第75号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更につき議決を求めることについて、説明をさせていただきます。議案書の31ページ

をお願いいたします。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって滋賀県市町村交通災害共済組合が滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退すること、および滋賀県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、議案書 32 ページをお願いします。滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約でございます。滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のように改正する。別表第 1 中、「滋賀県市町村交通災害共済組合」を削るものでございます。

付則として、この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第 75 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第 75 号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合同規約の変更につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第 76 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第 10、議案第 76 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 7 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第76号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別添資料の補正予算書概要の1ページをお開きいただきたいと思います。補正予算書の方で説明をさせていただきます。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ7,088万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,269万2,000円とするものでございます。

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

次、5ページをお願いいたします。第2表 債務負担行為といたしまして、令和2年度から学童保育所の指定管理に係るもので、令和6年度までの5か年で、1億4,897万円を限度額としてお願いをするものでございます。

次、事項別明細書8ページをお願いいたします。

まず全体ですけれども、今回の補正の主なものにつきましては、庁舎等のあり方について検討をいただくための委員会の設置に関する委員の謝礼等と、人事院勧告および人事異動等によります人件費補正が主なものでございます。まず歳入からでございます。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金7,088万1,000円は、繰入金の減額を行うものでございます。

次に歳出でございます。9ページをお願いいたします。歳出につきましては、総務費の報償費、旅費、需用費を除いては、本年4月の人事異動および人事院勧告によるものでございます。

1款議会費1目議会費では、給料・職員手当等・共済費として392万円の減額。

2款総務費1目一般管理費では、特別職員人件費として職員手当等8万2,000円の増額。一般職員人件費として給料・職員手当等・共済費として2,120万円の減額。8節報償費22万2,000円、9節旅費1万5,000円、11節需用費3,000円は、冒頭申し上げた庁舎のあり方について検討いただくもので、本年3月に策定した愛荘町公共施設・建物の個別施設計画に基づき、施設規模や財政面を考慮し、住民サービスの維持向上、持続可能なまちづくりの推進、効果的・効率的な行政運営が行われるよう、広く住民や関係機関と情報を共有しつつ、一庁舎への集約化等について外部委員による検討を行う経費を計上するものでございます。

10ページをお願いいたします。

2 項徴税費 1 目税務総務費では、一般職員人件費として給料など合わせて 815 万 6,000 円の減額。3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費では、一般職員人件費として給料など合わせて 1,878 万 4,000 円の増額。5 項統計調査費 1 目統計調査総務費では、一般職員人件費として給料など合わせて 79 万 2,000 円の増額。

11 ページでございます。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費では、一般職員人件費として給料など合わせて 2,785 万 7,000 円の減額。2 目社会福祉施設費では、一般職員人件費として給料など合わせて 674 万 1,000 円の増額。

12 ページをお願いいたします。7 目国民健康保険費では、国民健康保険事業特別会計繰出金として 200 万円の減額。12 目介護保険費では、介護保険事業特別会計繰出金とし 91 万 5,000 円の減額。14 目後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金として 17 万 2,000 円の増額。2 項児童福祉費 4 目保育園費では、保育園一般職員人件費として給料など合わせて 207 万円の減額。5 目児童福祉施設費では、一般職員人件費として職員手当等 34 万円の減額。4 款 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費では、一般職員人件費として給料など合わせて 19 万 7,000 円の増額。4 目保健衛生諸費では、一般職員人件費として給料など合わせて 413 万 8,000 円の増額。

13 ページでございます。6 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費では、一般職員人件費として給料など合わせて 940 万円の減額。5 目農地費では、一般職員人件費として共済費 2 万円の増額。

7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費で、職員手当等 32 万円の減額。

14 ページでございます。8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費では、一般職員人件費として給料など 371 万 3,000 円の増額。2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁費では、一般職員人件費として給料など 17 万 6,000 円の増額。

15 ページでございます。4 項都市計画費 2 目下水道費では、下水道事業会計繰出金として 161 万円の増額。5 項住宅費 2 目小集落地区改良事業費では、一般職員人件費として共済費 2 万円の増額。

10 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費では、特別職員人件費として職員手当等共済費合わせて 32 万 3,000 円の増額。また一般職員人件費として給与など合わせて 118 万 7,000 円の増額。

16 ページでございます。4 項幼稚園費 1 目幼稚園費では、愛知川および秦荘幼稚園一般職員人件費として給料など合わせて 2,097 万 6,000 円の減額。5 項社会教育費 1 目社

会教育総務費では、一般職員人件費として給料など合わせて 940 万円の減額。7 目図書館費では、図書館一般職員人件費として給料など合わせて 192 万 2,000 円の減額。

17 ページでございます。6 項保健体育費 3 目給食費では、一般職員人件費として給料など合わせて 60 万円の減額でございます。

給与費明細書は 18 ページからでございます。以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。2 番、村西君。

○2 番（村西作雄君） 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 7 号）について、反対の立場から討論をいたします。

補正予算の中で、総務費総務管理費 1 目一般管理費 8 節報償費の中で、庁舎のあり方検討委員会謝礼 22 万 2,000 円が計上されております。私はこの予算の計上について反対するものであります。

この予算は、両庁舎や保健センター・公民館等あり方を来年秋までに提言してもらうための検討委員会委員の謝礼であり、今年度 1 月と 3 月に検討委員会委員の謝礼を払うというような説明を受けました。

反対の 1 つ目でありますけれども、合併協議会では、庁舎は当分の間、分庁方式とされ、その「当分の間」とは、2 町が全く 1 町として新しい住民感情ができ、将来的に一体性が確立された時とされており、今その時期なのかなということを 1 つ疑問に思うわけです。というのは、1 町して新しい住民感情が果たして醸成できているのかなということに不満を持ちます。

2 つ目ですけれども、本年 3 月に策定された公共施設個別計画では、町内の 72 施設の集約化や多機能化について検討をすべきとされております。保健センターや公民館については、この計画では 2022 年までに検討をすべきということで、私もこれらのことについては早急に検討すべきというふうに考えています。片や庁舎については、こういった先の「一体的な住民感情」ということもあって、2026 年までにあり方を検討すべきというようなことが公共施設個別計画で言われております。

この庁舎のあり方を含めて検討していくということについて、先に申しましたとお

り、保健センターや公民館、この計画で2022年度までに検討すべきというような施設の統廃合・集約化・多機能化について、そのあり方を検討していただくことの意義を、今年度に検討委員会を立ち上げて検討していただくということが大変理にかなったものと思っております。半面、庁舎のあり方をそこに含まれて、計画では2026年までと言われているものも一緒に検討するのは、少し拙速ではないかなという思いをしております。

また、名称についても「庁舎等のあり方検討委員会」ではなくて、私は「町施設のあり方検討委員会」というような形で、取り急ぎ公共施設個別計画で2022年までに検討すべきと言われている施設のあり方を検討していただく委員会の立ち上げについては賛成いたしますけれども、庁舎を踏まえて、庁舎を第一に考えた検討委員会のあり方の立ち上げについては反対をしたいので、この補正予算について反対をいたします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議案第76号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算につきましては、民間の給料実態を反映し、給料およびボーナス等の引き上げを行う令和元年人事院勧告や人事異動による人件費の補正、また2019年3月に策定した愛荘町公共施設個別施設計画に基づき、広く住民や関係機関と情報を共有しつつ、庁舎の一本化、またその他保健センター、あるいは福祉センター・愛知川警部交番・愛知川公民館等の今後のあり方について検討をするために、外部委員による検討を行うものでございます。

そういったことから、私は賛成の立場から、こういった経費の補正を見ておりますので、今後も引き続きさらなる適正な予算執行をお願いいたしまして、ご賛同を皆さんにお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。反対討論を行います。議案第76号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）に対して、反対を表明します。

補正予算の大部分は人事院勧告による補正であり、その部分については賛成します。債務負担行為に学童保育所指定管理料5年分の1億4,897万円が計上されています。民間会社が指定管理者となったため、本社に支払う金額が上乗せされた、従来よりも高額

な指定管理料になっていることを指摘しておきます。

また、先ほどの討論の中でありましたが、私も庁舎のあり方検討委員会謝礼について反対をします。これは、2町の対等合併という町民の思いを尊重して一体感が醸成されるまで、当分の間は分庁方式をとると協定されて、今、分庁方式で行われております。町民の立場に立ち、その思いに寄り添うことが大切であり、拙速な庁舎一本化への検討には反対するものです。

検討委員会での対象の施設が全協で説明されましたが、庁舎以外にほかの施設も入っておりますけれども、その中に地域総合センターは含まれていません。庁舎の一本化を進めようとする一方で、地域総合センターの一本化を考えようとしないうことを批判して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第76号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第11、議案第77号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第77号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,719 万 9,000 円とするものでございます。

事項別明細書の 25 ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、4月の人事異動および今回提案されました人事院勧告による職員人件費について予算措置をしようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部、10 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金ですが、職員人件費分として 200 万円を減額するものでございます。

26 ページをお願いします。歳出の部、1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費については、給料・職員手当等・共済費を合わせて 200 万円を減額するものでございます。

27 ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第 77 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第 77 号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第 12、議案第 78 号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは議案第78号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。議案書の28ページをお開きください。

令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,781万5,000円とするものでございます。

事項別明細書の33ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、4月の人事異動および人事院勧告による職員人件費について補正をお願いするものでございます。

歳入の部、4款繰入金1項一般会計繰入金3目職員給与等繰入金ですが、一般会計からの繰入として17万2,000円を追加するものでございます。

34ページをお願いします。歳出の部でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、給料・職員手当等・共済費を合わせて17万2,000円を追加するものでございます。

次の35ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第78号 令和元年度愛荘町後期

高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第13、議案第79号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第79号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、説明をさせていただきます。議案書36ページをお願いいたします。

令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ253万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,313万円とするものでございます。

事項別明細書の41ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、4月の人事異動および人事院勧告による職員人件費について予算措置をしようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）ですが、地域包括支援センター職員人件費分として、財源負担割合分の77万円を減額するものでございます。

5款県支出金2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）ですが、地域包括センター職員人件費分として、財源負担割合分の38万5,000円を減額するものでございます。

8款繰入金1項一般会計繰入金2目その他一般会計繰入金ですが、一般職員人件費分として一般会計から繰入をしまして53万円を減額するものでございます。4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）ですが、地域包括支援センター職員人件費分といたしまして、財源負担割合分の38万5,000円を減額するものでございます。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金ですが、地域包括支援センター職員人件費分としまして、保険料財源負担割合分の46万円を減額するものでございます。

42 ページをお願いいたします。歳出の部でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費については、一般職員の給料・職員手当等・共済費を合わせて 53 万円を減額するものでございます。

4 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業 1 目地域包括支援センター運営費については、地域包括支援センター職員の給料・職員手当等を合わせて 200 万円を減額するものでございます。

43 ページにつきましては、補正後の給与費明細書でございます。以上、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。
これより議案第 79 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第 79 号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第 14、議案第 80 号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。
〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第 80 号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。44 ページをご覧くださいと思います。

第1条 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う人件費の補正ということで、収入支出それぞれ161万円の追加をお願いするものでございます。

収入でございますが、161万円を追加いたしまして、収入合計が11億5,985万3,000円とするものでございます。

支出につきましても161万円を追加いたしまして、支出合計が10億8,744万3,000円とするものでございます。

47ページをご覧いただきたいと思います。補正予算の実施計画説明書でございます。

収入、1款の下水道事業収益2項の営業外収益2目の他会計補助金です。1節の他会計補助金ということで161万円を追加するものでございます。

48ページをお願いします。支出、1款の下水道事業費用1項の営業費用2目の総係費1節の給与28万5,000円の追加、2節の手当83万3,000円の追加、4節の法定福利費49万2,000円の追加、合わせて161万円でございます。

また、49ページにつきましては、給与費明細書を添付しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第80号 令和元年度愛荘町下水

道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（竹中秀夫君）　ここで暫時休憩いたします。再開を3時といたします。

休憩　午後2時48分

再開　午後3時00分

○議長（竹中秀夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君）　お諮りします。ただいま意見書1件・議提5件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君）　ご異議なしと認めます。よって、意見書1件・議提5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君）　追加日程第1、意見書第1号　厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書についてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。7番、高橋君。

〔7番　高橋正夫君登壇〕

○7番（高橋正夫君）　意見書第1号

令和元年12月10日

愛荘町議会議長　竹中秀夫様

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者　愛荘町議会議員　高橋　正夫

賛成者　愛荘町議会議員　森野　隆

賛成者　同　村田　定

賛成者　同　伊谷　正昭

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高

まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 19 日

滋賀県愛荘町議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 あて

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 1点、厚生年金への加入という意見書が出されたわけですが、厚生年金への加入となると事業主負担、要するに町の負担が事業主負担として伴ってきます。そこで、この意見書を出されるにあたって、村田議員ならびに森野議員にお伺いします。

常々、経常収支比率を問題になされたりしています。こうした経常収支比率を考察した時に、厚生年金の加入との関係で、どのようなご認識を持って提案をなされたのか、お伺いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野でございます。

2016年、内閣府に設置された第31次地方制度調査会の調査では、平成の大合併によって地方議員数そのものが減少しております。この減少というのは、メリットもありデメリットもあるということですが、デメリットの面では、議会に対する住民の関心が大きく低下し、議員のなり手不足が深刻化しているということでございます。なり手不足の解消といたしましては、やはり少しでも待遇の改善をしなければいけないということになります。

当町愛荘町を見てみますと、私、還暦60歳でございます。この還暦の私が最年少議員であること、この還暦の最小議員の議員構成で、果たして正当な議会運営、民主主義の会議ができるのであろうかと考えます。やはり若手議員がいて、中堅議員がいて、そしてベテラン議員がいて、そういったバランスのとれた議会・議員が本当に成熟した民主主義をつくり上げるのではないかと考えております。

やはり、このなり手不足というのは深刻な問題です。そんなことによって志のある人々が誰でも議員になれるように、サラリーマンの方でも、また主婦の方でも、そして途中退職される、職員の中で議員になろうという人が出てきたら、職員から退職されて議員になられてもいい、そういったことを考えると、やはり待遇の改善というのは第一に考えていかなくてはならないのではないかと考えます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 5番、村田です。今の質問ですけれども、まず、森野議員もおっしゃいましたけれども、住民の関心の低下というのが際立って起きていると思います。そういったことで、地方議員のなり手不足ということが今大きな社会問題となっておるのは事実でございます。そういった意味で、私は若い人の参加をしていただくためにも、厚生年金の拡充というのは大変大事ではないかなと思います。

また、財政収支比率が悪いからどうかということをおっしゃいました。確かに財政比率が当町は悪いのが事実でございますけれども、やはり福利面、しっかりとやるところはやっていかなければならないと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今発言の中で、私は収支比率が悪いとか云々は一切言っていない。要するに、村田議員・森野議員が経常収支比率を持ち出して財政事情を今日まで聞かれているので、聞かれてきたお二方に町の負担が伴う厚生年金加入が、どういふご見解を持って提案をされたのですかということをお聞いただけであって、そのところを簡潔にお答えいただければ幸いです。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） このことを論じてきますと、議員が専業化・名誉職かというよな問題になろうかと思えます。

総務省作成の地方議会議員に関する研究会の報告書の参考資料から見ますと、町村議会議員において議会活動だけで食べていっているのは2割ほどに過ぎず、残りの8割近くが他の職を持っている。また、議員以外の職で最も多いのが農業・林業で、町村議員の3割が議員活動の手が空いた時に農業をしているか、農業の片手間に議員活動をしているかの、いずれかでありませう。次いで多いのが建設業従事者であると。小売業者また卸売業者がそれに続きます。

私は、地方議員とりわけ町村議会議員も議員としての仕事を専門職として果たすべきだと思えます。そうしなければ、本当に意味での成熟した議会や議員活動はできないと思えます。そもそも、議員を名誉職として片手間にこなすことはできず、また大変であると思えます。町村議会議員の待遇改善が必要と考え、また、少し話は違いますが、年金制度のほかにも政務活動費も必要と考えます。当町では、政務活動費が報告されていません。市と、また町村では大きな開きがございます。全国の町村で政務活動費を交付されている自治体は2割です。当町も政務活動費の交付も強く要望し、また、議員制度の待遇改善も強く要望し、厚生年金制度への地方議員とりわけ町村議会議員の加入を求めることに賛成いたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 5番、村田です。民間会社からの社員が転身しても、切れ目なく厚生年金の支給を受けられるということは、私は大きなメリットだと思いますし、やはり老後や家族の心配をすることなく選挙に立候補できるということから、私はこの加入制度を求めるものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 収支比率に対する考え方を持って、この検証をどういうふうに出されたと聞いているのですが、一切答えなくて、避けているのですか、あなた方は自分たちが今まで言ってきたことを、こういうことに照らしてどうなんだということを言っているのです。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 財政悪化で収支比率というのも十分考えていかななくてはいけませんし、また片やこの問題も非常に大きな問題ですので、考えていかないといけないと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 財政収支比率は大変大事なものでございまして、今、北海道の夕張市は今、収支比率が124というような特殊な数字があります。そういったことで100を超えると大変危険だということで、いろんな面でしっかりと見ていかなければいけないと思っております。

しかし、厚生年金の加入につきましては、ある一定、健診施策また老後の心配をなくすということから、まちの活性化、また福祉向上になるということで、私は賛成です。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。今回こういう意見書を出されましたというのは、全国町村会議議長、それを受けて県、そしてまた町長へ要請があったということは十分に理解しております。また、多くの市町村がそういう意思表示をしているということも承知しておりますけれども、そういう流れだけで私は議論するものではないなと思っておりますので、あえて提出者、そして賛成されました方々に質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、今回議員不足ということが厚生年金加入ということで、いささかでもないよりはましだという議論がされているわけですがけれども、本当にこれで地方議員が増えるのかどうなのか。そこは真剣に考えてみる必要があると思うのです。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、本来の報酬、それによって生活ができるかどうか、あるいは政務活動費によって、活動すればするほど現在は目減りがしてくるという状況ですから、このあたりのことがしっかりとないことには難しい。

そういう点を、本来のところを議論するのであればまだしも、こういう厚生年金という、言ってみれば脇の道を議論することによって、本当に意見書を出すほどの効果があ

るのかなど、こういうように私は考えておりますので、まずその1点です。

2点目は、厚生年金というのは被用者保険なんですね。事業主と労働者（雇用者）というような、労働関係が必要なんです。しかも、その制度の中には、非常勤の職員（社員）というのは厚生年金の対象になっていません。あくまでも常勤の方を対象にすると、こういうようなことが厚生年金保険法の本来の条件であります。ですから、例えば市町村議員にこの条件があてはまるのか。事業主は誰か、市町村議員は労働者か、勤務体制は常勤か、こういうように1つひとつ条件を考えていきましたが、私はこれは該当しないと、町議員は、それをあえてここに押し付けてくるというのであれば、ほかの職種についている人は誰でも、厚生年金に入りたいわという希望を持っておられますから、年金制度の本来の趣旨から見て、こういうような選択が一線なのかというようなことを私は考えますので、その点をどう考えておられるかということが2点目であります。

3点目といたしましては、先ほども財源問題がありました。現在の状況で厚生年金に加入することになれば、試算がされています。年間に200億円の財源が必要であるという試算もされています。これだけの財源、例えば単純計算でいきますと、現在、全国に町村数は926個あります。これで200億円を負担するということになれば、1町村が2,160万円の年間負担が要するということになります。ですから、これだけの金額を負担することによって、国民にそういう理解が求められるのか、こういうこともやはり考えておかねばならないと思いますので、以上3点につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 先ほども意見書の中で述べましたように、統一地方選挙においても市町村の議員のなり手がなかなか減少しているということ、無投票当選も増加しているということでありました。

1つに、今まであった、我々も入っていたのですけども、合併以前に年金制度がございました。それが合併により議員の数が減り成り立っていないということで、廃止になったわけでございます。廃止になったからこれがするというわけではないのですけれども、特に地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度全体の安定に資することにもつながるといっても言われていますし、また、今、財政の問題も先ほど辰己議員も申されましたように、ここで試算しておられますけども、都道府県・市区町村全体で約200億円の新たな公費負担も発生するという指摘もございます。

その中で、これは会社、法人等と全く同様の制度による事業主負担でございます。そうといったことで、首長・自治体職員と同様に、地方共済組合を経由して厚生年金に加入するということから、各自治体の負担については地方財政措置がなされるというふうに考えを示されておりますので、そういった財政負担はあるということでございます。そういったことで、私、提出者として申し上げておきます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩。

休憩 午後 3 時 2 2 分

再開 午後 3 時 2 3 分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 今ほど提出者が述べられましたが、他の賛成議員の皆さん方のご意見を求めていますので、その点について提出者と同じ考えであるのか、賛成者の意見を求めていますので、あれば。3 番、森野君。

○3 番（森野 隆君） 先ほども申したとおりではございます。厚生年金、これだけで本当になり手不足を解消するのかということをお問われますと、もちろんそうではございません。いろんな、もっと抜本的なことで議員のなり手不足を解消しなくてはいけないと思っておりますし、そこにはやはり本当に真の民主主義がそこにあるわけですし、また本来の議会、先ほども申しましたように、バランスのとれた、若い・中年・ベテランというような感じで議会の運営していくのがベストだと考えております。

また、我々議員も首長や、そして自治体職員さんと一緒に厚生年金のところに入らせていただきまして、少しでも議員の待遇の改善をし、誰もが議員になれるような環境づくりが必要だと考えます。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 先ほども申し上げましたけれども、議運でもヒアリングを提出したのですが、やはり二元代表制として非常に大事であるということから、財源は確かに大変だと思うのですが、提出者から、地方には財源が国から見てもらえるというふうなお話も聞きました。

そういった中で、厚生年金があるのであれば転身していく人も今後安心ではないかということから、賛成する提出者としていたしました。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 先ほど来から提出者ならびに賛成者の意見をそれぞれ述べられましたけれど、私も全く同感ですので、それ以上言っても仕方ないというか、同じですので、ひとつそのことをご理解いただきたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今いろいろと答弁いただきました。財源措置が生じる云々と言いますけれども、結局最後は国民の負担になってくるわけですよ、そういう制度をつくることによって。ですから、それで財源問題が解決するかと言ったら、そういうことではないのですよ。新しいものに参加することによって国民負担が増えると、そこをしっかりと押さえてもらってないと議論はかみ合わないと思います。

質問しました中でご回答がいただけなかったのは、被用者保険というのは要するに、私は事業主と労働者の雇用関係が存続していると、しかも常勤が条件ですよと、こういうことを申し上げました。この条件に町村議員が該当するのか、事業主は誰か、町村議員は労働者か、勤務体制は常勤か、こういうことを申し上げました。この点につきましては、今いずれもご回答いただいていませんので、改めてこの点を確認したいと思いません。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時32分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 難しいことは全くわかりませんが、先ほどの西澤議員の質問に対してですけれども、雇用主は誰だということですから、軽率に発言するのもいかなものかと思えますけれども、私の考えですけれども、雇用主というのは国ということになるかと思えます。

そして、常勤者でなければ厚生年金は入れないということですから、まさしく常勤者でないのだめということで、365日・24時間、議員として常にアンテナを張って、住民の声を聞き、また車に乗っていてもここは大丈夫か、どうかというようなことで、

眠っていても、365日、夢の中でも考えているような次第でございます。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 先ほど西澤議員が、厚生年金は雇用主と雇用されている者の、我々は常勤でないしということもありました。

ただし、平成28年10月から一定の短時間労働者についても厚生年金が適用され、適用の拡大が我が国における大勢となってきました。28年10月から、一定の短期労働者でも入れると、適用されるというふうになってきていると。地方議会議員を含め厚生年金の加入者が増加することは、年金制度全体の安定に資するという考え方もございます。そういったこともございますし、現在は1,788団体の地方自治体があるのですけれども、そのうちの1,054団体、約60%が既に意見書を出しているという状況でございます。我が愛荘町議会もそういった国の流れ、他市町村も賛同しているということもありますので、私たちは提出して意見書を出していきたいということでございますので、どうぞご理解をお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） これ以上質問いたしませんけど、ただ、今、高橋議員がおっしゃいましたもの、もう少し詳しく申しますと、就労時間は1週間20時間が最低限必要ということです。そしてから、厚生年金、国の中核制度ですけれども、これをよりということ、一番たくさんお金を持っているのは厚生年金ですから、それを何とかというような考え方もあろうと思えますけれども、そういう考え方だけでいきますと、本当にもうほかの職種の方々であっても皆、国民年金よりも厚生年金に入りたいという思いが強いですから、そことの区分けをしっかりとしておかないとだめだと思えます。そういう意味で、私はやはり地方議員は該当しないなと思っております。

これ以上はご回答を求めようとは思いませんので、一応そういうことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 8番、外川です。賛成者全員というよりも、先に指名しておきます。伊谷さんと高橋君。これは何かといいますと、一緒に入りましたので。

この議員年金というのは、私らが1年、その時に入っていましたけれども、途中でもう止めましょうという整理になった。今回復活するための高橋議員が提案者として言われました。それを止められた時の主たる理由がここにリンクしてあるのかどうかという

のを、知っていたら聞かせてください。それで1つの判断材料としたいので、よろしく。

○議長（竹中秀夫君） 7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） リンクしているとは、この関係書類を読んでいますと全く別個の問題。ただ、合併によりまして減ってきたから廃止になった。けれども、いまだに特に町村議員についてはなり手がなかなかない。先ほども意見書の中で言いましたように、統一地方選挙においても無投票当選がわりと多く出てきているということ、こぞって手を挙げて出る人がない。その一因としてこういった年金制度がないからということが1つの問題になっているということだと思っております。以前の議員年金とリンクしているということは、ちょっと当てはまらないというふうに思っております。

○議長（竹中秀夫君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 伊谷です。前回の議員年金とは、リンクは主たるものとは、していないと思います。そのための救済として、こういう形で厚生年金の制度はどうだろうという形が出てきたと思うのですが、先ほど来から皆さんおっしゃるように、地方議員になり手がなくなるとか、そういうこともございまして、民間会社の社員が議員に転身をしていきたいということがあると思うのですが、あくまでもそうしたことから切れ目のない厚生年金の適用を受けられるように、ひとつ働きかけていきたいというようなことが趣旨だと思っておりますので、議員のなり手を少しでも助けると言いますか、議員のなり手を増やすために、こういう制度のためにぜひ、現職を含め今後の議員のなり手を確保するためにも、人材確保のためにも提出しようということ、私はぜひ、救済という形で考えたらどうかというふうに思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 私の説明の仕方が悪かったと思うのです。リンクしているとかいう、そういうのではなしに、やはりこれを愛荘町議会の意見として出すのだったら、自分が、自らが廃止になった時の理由とか、そういうことを調べて確認して、それでもって新しい、なり手がなくなるとかいう、そういうようなことがあるから復活するんだと、そこへつなげてもらわんことには、前のことはないと思うのですわと、そんなものではないと思う、こういうもんは。やはりきちんと背景というものを抑えて、わからなかったら電話して聞いたらいいと思う、私は、それぐらいして愛荘町議会の意見書として出さんことにはだめだと思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　ここで暫時休憩します。
休憩　午後３時４１分
再開　午後３時４３分

○議長（竹中秀夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君）　これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

○議長（竹中秀夫君）　１３番、辰己君。

○１３番（辰己 保君）　１３番、辰己。厚生年金への地方議員の加入を求める意見書
に対して、反対討論を行います。

平成２３年に地方議員年金が廃止されました。当時も議員年金の支給金の確保をどの
ようにするかなど危惧する事案が出されていきました。今日の地方議員のなり手不足は、
平成の合併が推し進められたにもかかわらず、議員のなり手がいないという奇々怪々な現
象が生まれています。これは単に議員歳費の云々ではありません。平成の合併、生活の
実態が地方政治すら身近なものと感じ得ない状況をつくり出した反映です。合併したま
ちほど、旧町村で過疎化が進んでいるとも言われています。合併しても財源確保の難し
さがあるとも言われています。

意見書では、「地方公共団体の自由度が拡大し、自主性および自立性が高まり、役割と
責任が格段に重くなっている」と記述しています。この記述に即して、本町議会が取り
組んでいるのか、検証を要します。地方議員の年金制度の復活、特に厚生年金への加入
は、事業者負担として町民の税金が使われます。町民は生活が厳しいと感じている中、
議員の歳費の引き上げに続き、町民負担が伴う厚生年金への加入は、町民の理解が到底
得られないことを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君）　次に賛成討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君）　これで討論を終わります。

これより追加日程第１、意見書第１号を採決します。本案は原案のとおり決定するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君）　起立少数です。よって、意見書第１号　厚生年金制度への地方

議会議員の加入を求める意見書については、否決することに決定しました。

◎議提第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第2、議提第15号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議を議題とします。

提案者の説明を求めます。5番、村田君。

〔5番 村田 定君登壇〕

○5番（村田 定君） 議提第15号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議について、説明をいたします。朗読をもって説明とさせていただきます。

令和元年12月10日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

提出者	愛荘町議会議員	村田 定
賛成者	愛荘町議会議員	森野 隆
賛成者	同	澤田 源宏
賛成者	同	伊谷 正昭
賛成者	同	吉岡 忍ミ子

同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議

次のとおり、同和対策特別委員会の設置期限を延長するものとする。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 名称 | 同和対策特別委員会 |
| 2 設置の根拠 | 地方自治法第109条および愛荘町議会委員会条例第5条 |
| 3 目的 | 2016年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、現在もなお部落差別は存在しており、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた施策を講ずる必要性が示されている。
このことから、町の取り組みに対する調査を行い、同和問題の早期解決を目指すことを目的とする。 |
| 4 設置期限 | 1年間の延長を行い閉会中も調査を行う。
(令和2年3月5日から1年間) |

5 定 数 7人

提出の理由

平成30年第2回愛荘町議会臨時会（平成30年3月5日）において、設置期限を1年として同和対策特別委員会の設置議決し、平成31年第1回臨時会（平成31年2月25日）において1年間の延長を行ったところである。様々な人権課題に対応するため、人権教育・人権啓発活動の取り組みが必要であることから、今後も引き続き町の取り組みに対する調査を必要とするため。

以上でございます。なお、付け加えてご説明をさせていただきます。

この1年間の委員会活動として、部落差別の解消に向けた町内外の取り組みに関する調査を進めるため、次のとおり各種事業を実施し、参加しました。

町が主催する人権問題研修講座への参加。また、町が平成29年度に実施した「人権に関する町民意識調査」に基づく町行政の取り組み状況の聞き取り調査。

次に、地域総合センターの現状視察調査。愛荘町人権尊重のまちづくり推進計画の取り組み状況の調査。

次に、福祉と人権のまちづくりに関する県内視察調査。

次に、地域総合センター運営委員会が主催する夏祭り大会など交流事業への参加による地域住民との交流・意見交換であります。また、6月26日に開催された人権問題研修講座は、講師に藤尾まさよ氏をお迎えし、「このまちが好きだから 被差別部落の歴史を持つまちに生まれて」と題して講演をいただきました。JR京都駅前にある崇仁地区は、今、再開発が進みまち並みが大きく変わろうとしています。ここで生まれ育った講師から、心地よいつながりあふれる社会づくりを目指し、崇仁地域の情報発信を通じた人権啓発活動について受講いたしました。

町が平成29年に実施した「人権に関する町民意識調査」の結果から、同和問題に関する理解と認識の状況、同和問題の解決にする考え方の質問項目において、住宅を選ぶ際の忌避意識は今も存在すること、若年層における部落差別解消への関心が低いこと、結婚問題へのこだわり感があることなど、今も部落差別解消に至っていない実情があると認識いたしました。

福祉と人権のまちづくりに関する県内視察調査のため、栗東市地域総合センター「ひだまりの家」を訪問しました。コミュニティ活動をはじめデイサービス事業、老人福祉センター機能を有する施設として、子どもから高齢者まで一人ひとりが幸せに生きる福

社と人権のまちづくりの発信拠点としての役割を果たす施設運営を学び、地域総合センターの今後のあり方についての検討材料といたしました。

地域総合センター運営委員会が主催する夏祭りや交流事業に参加し、参加されている皆さんと差別解消への意見交換を図りながら連携を深めることができました。

設置期限の1年延長後、設置目的である地域の実情に応じた施策の取り組みについて調査を行ってきましたが、各種施策の取り組みについて今後も引き続き調査するため、同和対策特別委員会の設置期限延長の決議を提出することとなったものでございます。

本決議がお認めいただいた際には、積極的に委員会開催を進め、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。どうか本決議にご賛同くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。活動報告をしていただきました。あくまでもここに設置の根拠を書いているとおり、地方自治法第109条および愛荘町議会委員会条例第5条に基づいて設置を行うということですが、今報告いただいたのはまず1つ、常任委員会の活動の範ちゅうであるということ。特別委員会を設置するという、特別委員会の目的、特別にそのことを審査するという目的、それに基づいてどういう成果を取られたのかということが、全然報告がされていません。

町の取り組みに対する、このことから云々、表現があって、町の取り組みに対する調査を行い、「町の取り組みに対する調査を行い」という、自らの目的をされています。ですから、町の取り組みに対する調査を行った結果どうだったのかという、そういう目的が未達成なのだから延長をするという報告がされなかったら、活動報告をなんぼしていただいても、延長する理由には当たらないということ。

最後に、提出の理由の最後に、「今後も引き続き町の取り組みに対する調査を必要とするため」と、今までの調査はどうであったのかを答弁いただきます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 1点目の常任委員会の範ちゅうでできるではないかというふうなご指摘でございますけれども、特別委員会というのは特定の案件を審議あるいは調査するために、議会の議決に基づいて設置される委員会でありますので、議案の有無にかかわらず常設される常任委員会とは対比されると思います。必要と認めた案件、常任委

員会の所管に属しない特定の案件を審査するために設けられた委員会だというふうに思っております。

常任委員会は、領域ごとに分担するのが常任委員会でございます、特定の事項に対する審議をするためにつくられる特別委員会であります。そうしたら何が特定かということになろうと思えますけれども、今まだ意識調査の結果を見ましても、明確にそういう数字が出ております。こういったことが特別だというふうにとらまえていただかない。

まず、29年度の町民意識調査の状況で、住宅を選ぶ際の忌避する条件、避けるわけですね。それが「ある」というのが18歳～40歳までは45%という、非常に住宅を購入したいと考えている年代に多いです。また、子どもの結婚相手が同和地区出身者とわかった場合に、「意思を尊重する」というのが47.5%、また、部落差別はこれまでの取り組みにどれだけ解決されていると思うかということで、「ほとんど解決されてない」というのが49%、あなたはどうか考えているかということについても、「自分も解決に努力すべき」が41.3%、このような調査結果があるから、住宅を選ぶ際の忌避意識が今も存在すること、結婚へのこだわり感があること、若年層における同和問題解消への関心が低いこと、今も同和対策の問題は解消に至ってない実情であるということから、これは、我がまちとしては「特別」というふうにとらまえているところでございます。

次に、先ほど来、前段でも申し上げましたけれども、忌避意識の克服をしないと同和問題は解決しないと。これが今なお数字上出ております。部落差別の現実を社会問題ととらえることが、克服の観点からも求められているということで、文教大学人権問題研究所の教授の奥田均さんがデータをあげておられますけれども、当町のデータと、ほぼほぼ同じようなデータが出ております。

こういったことで、やはり全国的にもまだまだできないということで、私は常任委員会ではできる範ちゅうではない。そういった意味で特別委員会にして、目的を達成していかなければならない。これは簡単にはできないわけでございますけれども、そういった意味を持っています。

それから調査をどのようにするかということでございますけれども、これは各地域総合センターの交流会に参加をしていただければわかるのですが、開催の要綱として、センターの運営委員会では周辺地域から町内全地域を含め幅広くふれあい交流活動など積極的な実践活動を推進し参加を促すことにより、参加者一人ひとりが人権意識を高め

ています。また、交流の中から相互理解と同和問題に対する認識を高めるための活動を積極的に展開しています。社会情勢の中、部落差別解消法が制定されましたが、いまだに各地でそういった事象が見られるということから、誰もが幸せに生きられる社会の実現を目指して、より一層取り組んでいきたいという、センターの目標もございます。

また、同和問題解決に向けて取り組んでいる関係機関が一堂に会して、意見交換を図りながら新たな方向性を見極め、各関係機関との連携強化に努め、参加者相互の交流を通じて研鑽を深めることを目的にして交流会を開催していただいています。

そういったことに参加することにより、やはりセンター内の実情の把握もできておりますし、また、愛荘町人権尊重のまちづくり推進基本計画の具現化に向けた各課の取り組みがございます。これについて分野別施策の対応、個人情報保護とか同和問題の解決に向けて、様々な人権問題に解決に向けてとか、各課によってそれぞれ施策が違うのですけれども、その取り組みの評価を行いました。また、平成元年度の取り組みについての計画、それについても聞き取りをすることができました。

そういった意味で、一定の調査はできたと私は思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） まず確認をして、一般質問でも行政に対して、確認することがまず大事ということを行いました。それで、今の到達がどうであるかという、2000年に国が示した。ですから、これ以上こういうことをやっていけば逆効果であるということをご導いたわけです。

今言われているのはソフト的なところを言われているのだろうとは思いますが、部落差別をなくす調査研究をする、その目的に沿って今いろいろなことを言われたのですが、それは町議会の議会活動として取り組むのか、委員会の中で議論をするのか、その違いだけなんです。私もその調査を各原課の報告書をいただけてきましたので、各議員に配っていただけていましたので、読みました。それに伴って問題を解決するという、どうするのかということをご述べられてはいます。

ですから、特別委員会を設置しなければならないという根拠を、差別事象があるからと言っておられるだけで、実態をひとつも言われぬ。ですから、私はその数字的なものも、愛荘町の人権調査、まちづくり調査の中での数字やらも過去に出しています。ですから、それがどうだというのじゃなくて、解決する、なくしていくため、融合をどのように図っていくのか。融合を図るために今提出者が言われたように、センターの活動

に交流したりして忌憚のない意見交換をしているのだとか言っているわけで、すべてそのまま私はお返しをするというだけのこと。ですから、特別委員会の設置に目的にひとつもなっていないということだけは言っておきます。

だから、その調査をしなければならないというのだったら、結局は同和地区という地域を固定化するというを目的にされるのですか。なくしていくという目的なのに、固定化するのですかということです。だから、同和対策特別委員会は、その事業が終わった。これ以上続けては逆効果だということで失効した。要するに、同和対策特別委員会は議会においても行政と両輪のごとくスピードアップで頑張っ取り組んでいこうと、どういう問題があるんだ、議会も取り組むということで特別委員会の設置、私も特別委員会に入って現地も行かせてもらったり、話し合いをしたりもしました。でも、今はもうそれはいいでしょう。特別委員会の設置をしていることが解決になりますかということ、自ら問うべきだということを行っているのです。

この問題は、部落問題を解決していく、なくしていこうということです。融合を図ろうと言っているのです。なのに、なぜそこだけをひとつ孤立化させていこうとしているのか、私には理解ができないので、特別委員会の存在理由はない、歴史的経緯から見ても。ですから、私自身はそこが不可解だと言っているのです。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 平成13年1月26日に、総務省大臣官房地域改善対策室が、同和対策を終了し一般対策に移行するというふうなことが報告されました。地対財特法の有効期限到来という同和行政の大きな転換期にあり、地方単独事業のさらなる見直しが強く望まれるというふうなことで発表されました。

しかしその後、平成28年に三法ができたのはご存じだと思います。その中で障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法、もう1点大事なのは、平成28年12月16日に施行されました部落差別解消推進法であります。

今、当町にそうしたらそういった事象が現実には起きているのかというお尋ねでございますけれども、現在はそういう事象は起きておりません。しかし、今こういった特別委員会でいろいろなセンターなり、また行政との調査研究をしているからこそ、私はこの特別委員会があるからこそ、こういう研修の場があつて特別な事象が起こっていないというふうなこともあるのではないかな、そういった事前取り組みということ、私は大変重要ではないかなと。

それで、目的の設置にないというのは何度も言われますけれども、やはり三法にありますように、部落差別解消法が成立されました。同和問題は多くの人々の努力によって解決に向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ません。国や地方公共団体はもとより、国民一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならないと思っています。同和問題は過去の問題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みと経緯の現状の中で、同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は依然として存在しておく。差別意識の解消、人権侵害に対する被害の救済等の対応、教育・就労・産業の面でなお存在し、格差がある。差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化が必要であるということからして、この設置の目的であると思っています。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。先ほど、4ページですけれども、決議の内容のところ。「目的」を見ると、こう書いています。「現在もなお部落差別は存在していて、地方公共団体の責務として地域の実情に応じた施策を講ずる必要性が示されている」から、「同和問題の早期解決を目指すことを目的とする」となっているのですが、「提出の理由」のところを見ると、最後のところが理由だと思います。様々な人権問題に対応するため、人権教育・人権啓発活動の取り組みが必要であることから、今後も引き続き町の取り組みに対する調査を必要とするのですけれども、だから、結局は「様々な人権問題」のところに行きつくわけで、何も同和問題がなくなった、差別みたいなことはなくなったとは言いませんけれども、様々な人権問題に対応する、それを解決すると提出の理由の中で言われているわけです。

ですから、それだったら同和対策特別委員会、「同和」に特定した特別委員会は要らないわけで、ここにちゃんとそうなっていますので、「目的」はそうだけど、「提出の理由」は人権問題となっています。それだったら、そこは総務産業建設常任委員会でもそういう取り組みについてもやっていますし、それだったら別にわざわざつくる必要はないと思うわけです。

やはり、今、質問にもありましたように、様々な検証をして、「答えを出すにはまだまだこれが必要」とか、「今こういうふうなところまで調べて道半ばだから、もっともっとこれが足りない」とか、そういう結論がなかったら、こういうことを立ち上げるのは道理がないと思います。

私も 20 数年前、長いこと議員をやらせてもらっていきまして、愛知川町の時代ですけど、その時から「同和対策特別委員会」がずっと長きにわたってありました。常態化していました。その時はやはり今出ていたように、同和対策事業がまだあるから、それがなくなるまでやりますと言っていたのです。それはもう一般対策に移行しました。そして、そのあと三法が出てきたからやると言われる。でも、この人権三法というのは、全く今ここに出されたような活動とは、どっちかというところのことではなくて、よく言われているのはインターネットの差別が中心になっていると思います。そういう実態については全然触れておられないし、それでこういう活動、この中のことでいろんな、私も地域の役員をしていますので、夏祭り大会やせせらぎ交流会とか、役員をしているので実行委員みたいな感じでもらいますけれども、ですから、もしこういうところに特別委員会の委員として出られたのであれば、研修的ということでやはりその結果も持って、研修報告をされるように、そういうふうな報告も出されてもっと議論を活性化され、答えを出され、そして今どんなことが起こっているかというのも出されてもいいと思うのですけれども、そのこともありませんし、ですから、この「目的」と「提出の理由」というのは異なりがありますので、そんなことで私は、結局、「様々な人権問題」に行きつくのであれば、そのようなものは「同和対策」と銘打った委員会は全く必要ないと思いますので、その見解についてお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 5 番、村田君。

○5 番（村田 定君） 同和問題と人権問題は、字のごとく違うと思っております。もちろん行きつくところは「人権」に行きつくと思うのですけれども、我々特別委員会は、同和問題の解決に向けてということで取り組みたいと思っています。

また、愛荘町の各課においても、「同和問題解決に向けて」ということを一番にあげておられる経営戦略課などもありますし、また「人権」を一番にあげておられる課もございますし、また教育関係におきましては、「子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて」ということで、それぞれ課によって違うのですけれども、各センターも「同和問題解決に向けて」というのを一番に出しています。

特別委員会というのは、会期ごとに設けるのが本来の特別委員会だと思っています。例えば、予算特別委員会とか決算特別委員会、それはその会期が終わればそれですなわち終わる、そういったものが特別委員会として一般的に言われております。今、設置目的を提出させてもらっているのは、予算・決算を持ちませんし、また従前のものとは

違いまして、これをやることによって差別事象をなくす。今現在起こっていないから、起こっているからするのではなくて、やはりそういうことが起こり得ることが考えられた場合に、事前に予防するために取り組んでいきたいと思っています。説明になってないかわからないけど、以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。ですから、これから起こってくるかも知れないことについて対応するのだったら、こういう特別委員会の目的は別に関係ないわけで、これには「現在もなお部落差別は存在していて、それに合った施策を講ずる必要性が示されている」と書いてあるのです。それとも食い違ってくるし、それだったら、同和問題と人権問題が違うのだったら、なぜ「提出の理由」のところに入権問題をあげているのですか。そんなに同和問題が特別だというふうに思われるのだったら、もっと堂々と胸を張って、堂々とここにあげられたらいいじゃないですか、そこまで言われるのだったら、どうですか。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 私の考えも委員長とほぼ同じなんですけれども、委員長が先ほど申された「我がまちでは最近では差別の事象はない」とは言われましたけれども、本当に幸いなことに、なかっただけです。全国的なことを見ていると、先ほど瀧議員もおっしゃったように、インターネット等の差別、本当に部落差別というのは多種多様にわたっております。そこで我々もしっかりとこの部落差別という問題を解決していかなくてはいけないということです。

そして、冒頭の質問になるかと思うのですけれども、なぜ特別委員会が設置されるんだというような質問もあったかと思えます。ここに特別委員会の設置基準というものがございまして。一般的な特別委員会設置の基準としては次の4つがあるということで、4つのどれかに当てはまったらいいわけなんですけれども、1つ目の「2個以上の常任委員会の所管に属する事件について審議の必要がある」、同和問題というのはいろんな各部署で起こっております。私ども所管している2委員会両方にまたがった課題でございまして、これは特別委員会に値する委員会ではないかと考えます。

そして2番があり、3番目には「地方公共団体世帯の行政全般にわたる総合的な施策と関わると考えられる場合」というようなことで、これは私たち地方公共団体の行政全般にわたる問題だととらえて、その意味でも特別委員会というので設置し、委員会活動

をさせていただいているわけだと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。ですから、今言われている、今までの答弁からもわかるように、今特別にそういう差別の事象は起こってないと委員長自ら言われているわけですから、森野議員も言われましたように、町内では今幸いなことにありませんと言っているのですから、ですから一旦閉じて、止めて、特別委員会の継続は一旦止めて、そういう事象が起こった時に、それが同和問題かもしれないし、それだったらまた、ものすごく深刻なことがありますよね、命にかかわるような、そういう場合に、結局それが障がい者の方かもわからないし、そういうようなことがあったらそれに対策を立てる意味で、特別委員会というのはほかの町でもあると思います。例えばいろんな不正とか、そういうようなことを解決するために特別委員会を立ち上げるといことはあると思いますけど、今は設置目的はないということが今の答弁で明らかになったと思います。

そういうことで、質問をしているので答弁をいただかんのかなと思いますので、主張ばかりしていてもいけませんので、ですから、同和対策特別委員会というのはずっと長きにわたって存在しています、引き続き、こういう形になったとしても。だから、「同和対策」とかそういうことは、ほかのところにはないのですよ、議会には、今はないのですよ、そういうことは。だからやはり設置根拠はもう一度答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 同和問題というのは、現在もなお部落差別が存在するということで、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに同和問題に対応しております。

今現実的にそういう事象がないかということでございますけれども、29年度の人権に関する町民意識の状況調査で、非常に高いパーセントが出ております。こういったものがまだある以上は、なお部落差別は存在する、忌避意識が解消されていないということで、部落差別は許されないものとして同和問題を取り上げていきたい。

そしてまた人権という問題は非常に幅が広いわけですから、人権は人権で取り組んでいかなければならないものだと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 先ほど瀧議員がおっしゃった、幸いこのまちでは事象が起こってないということで、必要ないということをおっしゃいましたけれども、本当に幸いな

ことでして、本当に差別事象が起こってからでは遅いのでありまして、しっかりとその辺、やはり特別委員会で議論していったいかなないと考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） ほかに。8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今、皆さんの意見を聞いていまして、立場、立場で物事を判断して言っておられますので、なかなかかみ合わないというのが実態です。

特別委員会を設置しようと思っておられる方、そして、それはルーチン問題ではないかとされる方、様々な意見があるのですが、やはり特別委員会を立ち上げてやっていこうとしたら、課題とか目的はもっと絞り込んで、そしてとらまえていく。そして全協なり議会なりで報告する。報告するというのは、私が議長の時に各常任委員会の委員長は、いろいろな活動をやったのは議会の中で報告しましょうという一定の経緯があります。だからそこでしてもらったらいいいですよ。

それで、我々もう特別委員会を設置しなくてもいいという者が、モノが見えない部分があるかもわかりませんね。背景はそれぞれの、一人の人間ですので、そういうのが「私は見えない。だからつくらなくてもいい」というのと、「いやいや、そんなことはない。こんな問題がある」というのがあれば、やはりそれは課題を絞って、こういうことで取り組みますと。そしてこの案件については早急にやってしまいますと。やってしまって、そして議会で報告して、議会の承認を得て活動したらいいのですが、これが添付されていますね。わりあい大雑把というか、広範囲に行っている。特別委員会というものは、もっと絞り込んだ中で特化したものを調査研究して、よりよい方向にもっていかう趣旨だと思うのです。その部分を今すぐこういう、失礼かもわかりませんが、去年も1年間あまり報告はなかった。そういうのではなしに、ちゃんとしたステップを踏んでやっていけば、納得される方も出てくるだろう。けれども、一番最初に課題に乗せる部分については、十分な協議が必要だろうと私は思いますので、今回のこの設置はもうちょっと具体的に絞り込んだ形で提案してもらえれば、もっとしっかりした協議ができるのではないかなと思います。だから、3月議会で再度出してもらってもいいし、けれど、そこでいろいろな議論があるというのは考えておいてください。今の段階では、反対される方も多いただろうと思います。これは私の意見です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 平成元年の委員会の調査研究の一覧表をお渡ししました。中身

が薄いということでのご指摘だと思います。広いと、絞り込めてないということだと受け取りますが、やはり実際課題があるわけですから、その課題解消に向けて取り組んでいかなければならない。

1年延長の設置を十分この内容を検討しまして、この事業内容については取り組みをしていきたい。

しかしまず3センターで取り組んでおられます実情、これはやはりしっかりと我々行政も議会も受け止めてやっていかねばならないと思っています。以上です。

○議長（竹中秀夫君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。同和対策特別委員会の設置に、反対をいたします。

部落問題は基本的に解決してきたという状況において、同和対策特別委員会の設置の根拠はなくしていると考えます。同和対策事業は、2001年に総務省地域改善対策室が、「同和地区を取り巻く状況は大きく変化し、特別対策をなお続けていることは、差別解消に必ずしも有効でない」とし、「人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは、実務上困難」と示しています。同和地区・同和関係者に対象を限定した施策は続けられないとの視点から、同和対策特別委員会の設置の根拠はありません。

今なお差別があるという説明がありますが、特別委員会の活動報告からは、その実態は聞かれません。今よく聞かれるのは、相手をリスペクトする言葉です。人権問題はここまで進んでいるのです。こうした到達だからこそ、差別の言動に恥ずかしいとの自覚を持ってもらうことであり、その環境づくりです。同和対策特別委員会の設置は、この環境づくりに逆行していると考えます。

本町議会は、同和対策特別委員会の設置に際して、人権三法を持ち出しています。「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、「すべての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することをふまえ云々」と、目的が障がい者としての法律です。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、略して「ヘイトスピーチ解消法」では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動

の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについてと、目的が本邦外出身者への不当な差別的言動の解消を目的にした法律です。

部落差別解消推進法は、他の人権二法と違うことを指摘します。部落差別解消推進法は、部落差別の定義を示されていない。しかも、人口移動が激しい状況の中で同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を進めることは実務上困難と、2001年に国が示しているにも関わらず、部落差別の調査を求めている。部落問題をなくしていくことが目的なのに、同和対策特別委員会を設置していくことは、「我がまちは同和地区があります」と公言していくことになりませんか。目的を達成しようとするならば、特別委員会は設置すべきではありません。対象を限定することが難しくなったこと、到達からしても、実態調査は部落差別の掘り起こしを求めることであり、国民的融合を進めることに逆行していると言わなければなりません。

以上、同和対策特別委員会の設置の問題点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議提第15号 同和対策特別委員会設置期限の延長に関する決議について、賛成討論を行います。

2016年12月に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」において、「現在もなお部落差別は存在している」と明記されております。その中で、地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講じる必要性が示されていることから、町の取り組みを調査するため、平成30年3月5日に設置期限1年として設置しました、調査・研究を行ってきました特別委員会であります。提出者からも説明がありましたように、目的として掲げた「地域の実情に応じた町の取り組みに対する調査」を、今後も引き続き実施することは必要であると考えます。

部落差別解消推進法施行から3年が経過し、町においても地方公共団体の責務として解消に向けた取り組みが進められてきている状況であります。今後、具体的取り組みをどのように進めていくかが課題とされています。このような状況から、各種施策の取り組みについて専門的に調査・研究を行うことは必要と考えます。

以上の理由によりまして、同和対策特別委員会の設置期限延長について賛成するものであります。議員各位におかれましても、ご理解いただき、ご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行います。

これより議提第15号 を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 賛成多数です。よって、議提第15号 同和対策特別委員会設置期限延長に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎議提第16号～18号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第3、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第5 議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議提第16号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第17号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第18号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第19号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第6、議提第19号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議提第19号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（竹中秀夫君） これでは、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。
-

◎町長あいさつ

- 議長（竹中秀夫君） 町長、閉会あいさつ。町長。
- 町長（有村国知君） 令和元年12月愛荘町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会におきましては、条例案件8件、組合に関する案件3件、指定管理の指定案件4件、協定変更案件1件、財産の無償譲渡案件1件、損害賠償案件1件、補正予算案件8件、合わせて26案件を提案し、ご議論いただきました。すべての議決案件について可決をいただき、誠にありがとうございました。

今般お認めをいただきました案件は、町の重要施策の実行にいずれも不可欠なものであり、町としてしっかりと進めてまいります。

本年は、「平成」から「令和」へと、新しい時代を迎えました。改めて天皇陛下のご即位を多くの国民の皆様とともに喜び、お祝いを申し上げます。

あと2週間で2020年を迎えます。来年は56年ぶりに東京において夏季オリンピック・パラリンピックが開催をされます。2024年には、当町ではアーチェリー競技が行われる国民スポーツ大会が滋賀県において、2025年には大阪関西万博が予定されるなど、ここ関西圏においても大きな人の流れが予想されます。より「愛着と誇りがあふれる、活力ある愛荘町」であってほしい、皆さま共通の思いだと存じます。

私たちが持つ資源・宝・人材、そして創造性や結束力を一段シフトアップしながら、皆様と手を携え、積極的なまちづくりを来年も追及してまいります。

結びに、議員の皆さまをはじめ住民の皆様さまのより一層のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうかよい年末年始をお迎えくださいませ。ありがとうございました。

- 議長（竹中秀夫君） これをもって、令和元年12月愛荘町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時42分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 1 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 2 番